




# まちなか再生事業の取り組み 6

まちなか再生事業の整備や運営について協議を進めている「津別町市街地総合再生基本計画推進協議会」において、3月までに10回の開催を経て、プランを練り上げてきたところですが、そのプランについてさまざまな形で皆さまにお示ししています。


令和4年3月17日に道東テレビによる生配信番組、同日には中央公民館講堂を会場とした住民説明会、さらに、広報つべつ4月号において整備の概要についての全戸配布などを実施してきました。

今後につきましては、事業に対するお問い合わせや疑問、出張説明会のご要望も随時受け付けていますので、ぜひご利用いただき、事業への理解を深めていただければと思います。

直近の経過について	
令和4年 3月17日	<b>道東テレビによる生配信番組</b> 「まちなか再生の今！」と題し、番組上で事業の情報発信を実施。 ※生配信最大同時接続数：16名、動画再生回数：430回 動画URL <a href="https://www.youtube.com/watch?v=RNsw0ujByUY">https://www.youtube.com/watch?v=RNsw0ujByUY</a> 
令和4年 3月22日	<b>まちなか再生事業住民説明会</b> 全10回の協議会を経てまとめたプランについて提示し意見を募りました。 ※計21名出席、生配信最大同時接続数：計34名、動画再生回数：計690回 ※プランに係る意見無し 動画URL <a href="https://www.youtube.com/watch?v=CptZUdfgv5A">https://www.youtube.com/watch?v=CptZUdfgv5A</a> (昼の部)  動画URL <a href="https://www.youtube.com/watch?v=8ui5LjUDNsE">https://www.youtube.com/watch?v=8ui5LjUDNsE</a> (夜の部) 
令和4年 3月25日	<b>内閣府 地方創生拠点整備交付金事業交付決定</b> 内閣府より交付金が交付決定されました（申請額に対する全額）。
令和4年 4月1日	<b>敷地の概要や配置・施設内のイメージなどの全戸配布</b> 広報つべつ4月号への折り込みとして全戸配布しました。


※動画再生回数は本記事作成時点（4月18日現在）

今後の進め方について（予定）	
令和4年 5月11日	<b>第11回市街地総合再生基本計画推進協議会</b> 実際の使い勝手を考えたプランのブラッシュアップ・持続するための運営に関する議論・賑わい創出のためのアイデアや仕掛けづくりなどの議論を重ねていきます。
令和4年 6月1日	<b>基本設計概要版の全戸配布</b> 広報つべつ6月号への折り込みとして全戸配布を行う予定です。
令和4年 6月下旬頃	<b>基本・実施設計の完了</b> 令和4年6月末日までの基本・実施設計完了を予定しています。
令和4年 7月1日頃	<b>本体工事の着工開始（完了は令和5年3月15日頃を予定）</b>

これまでの議論経過や配付資料、Q & A等については下記に掲載しています。 QRコードが読み込める機器をご使用の場合は、ここからもアクセス可能です▶ 

津別町 HP 内【津別町市街地総合再生基本計画】ページ  
 詳しくは……

[https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/20machizukuri/sousei/tsubetsu\\_shigaichi\\_sougousaisei.html](https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/20machizukuri/sousei/tsubetsu_shigaichi_sougousaisei.html)

《事業に対する問い合わせや疑問、出張説明のご依頼などを随時受付しています》  
<https://forms.gle/yTHPNLhpAMLdEpbL6> QRコードが読み込める機器をご使用の場合は、ここからもアクセス可能です▶ 

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎ 77-8374 e-mail: toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

## まちなか再生事業に係るQ & A

**疑問1 「事業について、締結済みの覚書では“事業化に関する業務要求水準”に定めるとおりとするとしているが、町の進め方は合致していないのでは？」**



●当初の“民設民営”から“公設公営”、“公設民営”へ変更となり進んでいる。

**回答**

「覚書は当事者同士で事業の内容や進め方などについて確認する役割があり、一部民設から公設へ変更することについては、双方確認済みです」

- 公設となった経緯は活用する国費事業の変更に伴うものであり、議会の特別委員会でも説明し、「町民が納得いく形で進めてほしい」というご意見をいただいています。
- 昨年の広報9月号の折り込みにて配布の「続・まちなか再生事業について」にも記載がございます。ぜひご覧ください。



**疑問2 「基本設計及び実施設計等は基本協定書を締結しないまま随意契約を締結している。随意契約の根拠は？」**



●覚書では委託契約金及び支払時期については、別途締結する基本協定書により定めることとしている。

**回答**

「随意契約の根拠は、津別町プロポーザル方式業者選定実施要綱に基づいています」

- 今回の事業は公募型プロポーザル方式により業者を選定していますが、これは価格のみの競争にそぐわない契約を結ぶ際に、ふさわしい事業者を選定する場合に用いられます。運用上のルール（要綱や募集要項など）を定めて実施しています。
- 地方自治法施行令や津別町財務規則を前提として実施することとなっています。



**疑問3 「設計が完了したあと整備費の増額にならないの？」**



- 設計業務等が完了していないが、整備に係る予算額の積算根拠は。
- 備品購入費についても同じく予算計上されているが、その積算根拠は。

**回答**

「買取額の増減は十分にあり得ますが、当然ながら正当な理由なしに増額はいたしません」

- 積算根拠は整備する開発事業者が示している概算事業費です。
- 備品購入についても、現段階で想定する概算であり、詳細は今後も精査する必要があります。

